地域密着型通所介護

アイ・ホーム　たつか

利　　用　　契　　約　　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」と略します。）と株式会社イシザカ（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

地域密着型通所介護　（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

２　上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第３条　事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

２　事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第４条　事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内で可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3　事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
4　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第５条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
2　利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

（利用料の変更）

第６条　事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

第７条　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、１ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
2　事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
3　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）

第８条　利用者は、７日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
一　事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合
二　事業者が、第１２条に定める守秘義務に違反した場合
三　事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の解約権）

第９条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により２週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
一　利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
二　第７条　第３項に該当する場合
三　利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

２　事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

一　第２条第２項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

二　第８条第１項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

三　第６条もしくは第８条第２項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

四　第７条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

五　第９条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

六　次のいずれかに該当することにより、当事業所のサービスを提供することができなくなった場合

①利用者が介護保険施設等（特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護）へ入所した場合。

②小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合

③利用者の要介護状態区分が自立及び要支援となった場合

④利用者が死亡した場合

（損害賠償）

第１１条　事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

２　前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

３　利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

第１２条　事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

２　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

３　事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４　第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（個人情報の取扱い）

第１３条　利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を順守し、個人情報を用いる場合は事業者が次に定める個人情報保護の規定に従い、対応します。なお、利用者家族の個人情報についても同様です。

使用する目的

①介護保険サービス利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等へ

の療養状況の提供。
②施設の広報誌、介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表会等。

使用する期間

契約で定める期間。

使用条件

①個人情報の使用は、上記記載する目的の範囲内で行なうこととし、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
②個人情報を使用した会議、相手方、内容については記録しておき、請求があれば開示すること。
③利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守すること。

個人情報の内容

①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、他事業者が介護支援又は介護マネジメントを行うために最低限必要な利用者及びその家族に関する個人情報。
②写真や録画記録。
③認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等。

（苦情処理）

第１４条　利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

３　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

４　事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会への苦情の概要について報告するなどして、適切な対応について指示を仰ぎます。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第１５条　事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から５年間保存します。

２　利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

３　事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第１項の記録の写しを交付することができるものとします。

（契約外条項）

第１６条　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

地域密着型通所介護　契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、市町村要綱等の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 イシザカ
主たる事務所の所在地	〒945-1105　柏崎市長峰町７番６号
代表者（職名・氏名）	代表取締役　石坂　泰男
設立年月日	昭和５２年１月４日
電話番号	０２５７－２３－２１５１

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	アイ・ケアーズ　アイ・ホーム　たつか	
サービスの種類	地域密着型通所介護	
事業所の所在地	〒945-0032　柏崎市田塚３丁目５番３２号	
電話番号	０２５７－４１－５８９５	
指定年月日・事業所番号	令和４年５月１日指定	１５９０５００３１８
実施単位・利用定員	１単位	定員１５人
通常の事業の実施地域	柏崎市	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

地域密着型通所介護は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

５．営業日時

営業日	月曜日から土曜日（祝日は営業） 但し、日曜日、１２月３１日から１月２日を除きます
営業時間	８時１５分から１７時１５分まで
サービス 提供時間	１単位目：９時００分から１６時００分まで

６．事業所の職員体制

従業員の概要	管　理　者：	１名
	生活相談員：	１名以上
	看護職員　：	１名以上
	介護職員　：	１名以上
	機能訓練指導員：	１名以上
	食品衛生責任者：	１名

７．サービス提供の担当者

サービス提供の管理責任者（管理者）及び担当職員（生活相談員）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管　理　者　　小杉　司
担当職員の氏名	生活相談員　　大矢　初菜

８．利用者負担金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割～３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（地域密着型）】　（1 割負担のご利用者　１回あたりの金額）

利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	４１６円	４７８円	５４０円	６００円	６６３円
4 時間以上 5 時間未満	４３６円	５０１円	５６６円	６２９円	６９５円
5 時間以上 6 時間未満	６５７円	７７６円	８９６円	１，０１３円	１，１３４円
6 時間以上 7 時間未満	６７８円	８０１円	９２５円	１，０４９円	１，１７２円
7 時間以上 8 時間未満	７５３円	８９０円	１，０３２円	１，１７２円	１，３１２円
8 時間以上 9 時間未満	７８３円	９２５円	１，０７２円	１，２２０円	１，３６５円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせ致します。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担１割の場合）
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った	１日４００円	４０円
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（１日につき） ※それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	１日５６０円	５６円
個別機能訓練加算Ⅱ		１月２００円	２０円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士７０％以上 ②勤続１０年以上介護福祉士２５％	１日２２０円	２２円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士５０％以上	１日１８０円	１８円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかに該当する事。 ①介護福祉士４０％以上 ②勤続７年以上３０％以上 ※加算Ⅰ、加算Ⅱ又は加算Ⅲのいずれか１つを算定する。	１日 ６０円	６円
中重度ケア体制加算	①看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ②前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ③指定通所介護を行う時間帯を通して、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 ※中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り、在宅生活の継続を資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。	１日４５０円	４５円
認知症加算	①前年度または算定月の前３か月間の利用者の総数のうち、「日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」の占める割合が 20%以上であること。 ②人員基準の規定配置に加え、看護職員または介護職員を常勤換算で２名以上確保する。 ③サービス提供時間帯を通じて、必要な研修を修了した専ら当該指定通所介護の提供に当たる者を１名以上配置していること。 ※認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していること。	１日６００円	６０円

口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して口腔機能向上の取り組みを評価する加算。 人材要件を満たしていること。 利用者の口腔機能を利用開始時に把握していること。 必要職種の者が共同して利用者ごとの計画を作成していること。また計画に従い口腔機能向上サービスを行っていること。 評価の結果について、担当の介護支援専門員、主治医、主治歯科医に情報提供すること	１日 １，５００円 （月２回）	**１５０円** **（月２回）**
若年性認知症利用者受入加算	若年性の認知症のご利用者様を受け入れ、個別に担当スタッフを定めた上で、担当スタッフを中心にご利用者様の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定することができる ※40歳以上65歳未満の方を算定対象とする。	１日６００円	**６０円**
科学的介護推進体制加算	入居者・利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	１月４００円	**４０円**
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずかを取得していること。	１月の利用料金 （基本部分＋ 各種加算減算） イ：１１．７％ ロ：１２．７％	**左記額の１割**
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずかを取得していること。	１月の利用料金 （基本部分＋ 各種加算減算 イ：１１．５％ ロ：１２．５％	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずかを取得していること。	１月の利用料金 （基本部分＋ 各種加算減算） の１０．５％	**左記額の１割**
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずかを取得していること。	１月の利用料金 （基本部分＋ 各種加算減算） の８．９％	

（注３）当該加算は区分支給限度額

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	**利用者負担金（自己負担１割の場合）**
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	４７０円	**４７円**

（２）その他の費用

実費については全額ご利用者の負担となります。

ア．食費（消費税込）	昼食	５５０円
イ．おやつ代		１００円
ウ．おむつ代金（実費の目安）	平織りオムツ	３０円
	テープ留めオムツ	１４０円
	リハビリパンツ	１３０円
	尿取りパット	４０円
エ．洗濯代	１ネット	２００円
オ．キャンセル料	食費相当額	５５０円

（３）支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を交付します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の２６日（祝休日の場合は翌営業日）に、指定する口座より引き落とします。

なお、口座引き落とし契約料・手数料については事業所が負担します。

９．緊急時における対応方法

（１）サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

（２）地域密着型通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．非常災害対策

事業所は消防計画を作成し避難訓練等を次のとおりの日程で複数回行うとともに、必要な設備を備えます。

防火責任者　　管理者
防災訓練　　年１回
避難訓練　　年１回
通報訓練　　年１回

１２．衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

（１）事業者は感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議を概ね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
（４）地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意します。
（５）従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させるものとします。

１３．業務継続計画の策定

（１）事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常災害時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
（２）事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修訓練を定期的に実施します。
（３）事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４．虐待防止のための措置

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。また、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

（１）虐待防止の対策を検討する会議を定期的に開催します。
（２）虐待防止のための指針を整備しています。
（３）従業者に対しての研修を定期的に行います。
（４）虐待の防止のための措置を適切に行なう担当者を選定しています。

１５．身体拘束の適正化

（１）利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。
（２）身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１６．職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

１７．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　　０２５７－４１－５８９５ 相談担当者　小杉　司（管理者）

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	柏崎市福祉保健部介護高齢課	電話番号　０２５７－２１－２２２８
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号　０２５－２８５－３０２２

１８．地域との連携について

（１）運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

（２）指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね６月に１回以上運営推進会議を開催します。

（３）運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

１９．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

（２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

（３）貴重品のご持参はご遠慮下さい。紛失等された場合、こちらでは責任を追い兼ねます。また持ち物については他の利用者の物との間違いを避けるため、名前を記入するようにしてください。

（４）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり契約書及び契約書別紙（兼重要事項説明書）を説明致しました。

事　業　者　　所在地　　新潟県柏崎市長峰町７番６号
　　事業者名　　株式会社　イシザカ
　　代表者職・氏名　代表取締役　石坂　泰男
事　業　所　　所在地　　新潟県柏崎市田塚３丁目 5-32
　　事業者名　　アイ・ケアーズ　アイ・ホームたつか
　　代表者職・氏名　管理者　　小杉　司
　　説明者職・氏名　生活相談員　大矢　初菜

私は、事業者より上記の契約書及び契約書別紙（兼重要事項説明書）について説明を受け、同意しました。

併せて、契約書第１２条、１３条に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者が身体の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、利用者に代わって、上記署名を代筆いたしました。

署名代行者　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　　）

私は、事業者より上記の契約書及び契約書別紙（兼重要事項説明書）について説明を受け、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

代　理　人　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、家族代表として、契約書第１２条、１３条に定める利用者の家族の個人情報の使用について同意します。

家族代表　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄：　　）

以上のとおり、当サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本契約書及び契約書別紙（兼重要事項説明書）を２部作成し、利用者及び事業者の双方が署名の上、１部ずつ保有するものとします。